

中華人民共和国向け輸出水産食品の事務取扱要領

1 趣旨

中華人民共和国（香港及びマカオを除く。以下「中国」という。）向け輸出水産食品の輸出証明書の発行等に係る手続については、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第57号）に基づき、農林水産物及び食品の輸出証明書の発行等に関する手続規程（令和2年4月1日付け財務大臣・厚生労働大臣・農林水産大臣決定）の別紙 CN-S1「中華人民共和国向け輸出水産食品の取扱要綱」（以下「国要綱」という。）により定められている。

本要領は、国要綱に基づいて生活衛生課が行う中国向け輸出水産食品（活水産動物を除く。）の衛生証明書の発行事務について、国要綱に定めるもののほか、必要な事項を定めるものである。

2 輸出者の事務等

- (1) 輸出者は、輸出しようとする都度、国要綱の別添6の官能検査基準に適合することを確認した上で、国要綱の別紙様式8-1、別紙様式9-1（Country of Production及びI.について記入したもの）及び別紙様式9-2（複数の貨物を一括して輸出する場合に限る。）に以下の書類を添付して、国要綱の別紙様式8-1に示す誓約事項を了承の上、生活衛生課宛てに、輸出日から起算して生活衛生課の5開庁日前までを目途に申請すること。また、国要綱の別紙様式9-1及び別紙様式9-2については、電子データを併せて提出すること。

なお、国要綱の別紙様式8-1には、山口県使用料手数料条例施行規則別表第一に定める諸証明事務手数料の額に相当する山口県収入証紙を貼付すること。

おって、国要綱の別紙様式8-1、別紙様式9-1及び別紙様式9-2の記載に当たっては、国要綱の別添3-2に示す事項に留意すること。

ア インボイスの写し

イ パッキング・リストの写し

ウ 船荷証券（BL）又は航空貨物運送状（AWB）の写し

エ 都道府県等の試験検査機関又は登録検査機関において、必要に応じ別途国が定めるところにより自主検査を実施し、検査基準を満たしていることを確認できる発行日から1年以内（3年以上の輸出実績があり、過去3年間の検査結果に問題が認められなかった場合には3年以内）の試験成績書の写し

※同一の認定施設で加工等された同一製品を試験成績書の有効期間内に継続して輸出する場合には、試験成績書の添付を省略できる。

オ 申請された輸出予定製品について、国要綱の別添5に示す運用に基づき品質確認者が実施した官能検査実施記録（国要綱の別紙様式10）

カ 入手経路等が明らかとなる取引関係書類の写し

ア～ウについては、国要綱の別紙様式8-1（1.製品の詳細）の内容が確認できるものであれば全てを提出する必要はない。

また、コンテナ番号及び封印番号については、申請時までには判明しない場合は空欄の状態でも提出可能であるが、判明次第速やかに、生活衛生課宛てに国要綱の別紙様式8-2により届け出ること。

- (2) 輸出者は、輸出が中止になる等の理由により衛生証明書が不要となった場合には、国要綱の別紙様式 11 により発行申請を取り消すとともに、既に当該衛生証明書を受領している場合にあっては、速やかに生活衛生課に返却すること。
- (3) 輸出者は、衛生証明書の発行後に記載内容を変更する必要がある場合は、原則以下により手続を行うこと。
 - ア 通関時に税関による開封検査が行われ、封印番号に変更が生じた場合
衛生証明書の再交付を生活衛生課に依頼するとともに、既に衛生証明書を受領している場合にあっては、速やかに生活衛生課に返却すること。
 - イ その他の記載事項に変更が生じた場合
国要綱の別紙様式 11 により発行申請を取り消すとともに、再度上記 (1) により衛生証明書の発行を申請すること。なお、既に衛生証明書を受領している場合にあっては、速やかに生活衛生課に返却すること。
- (4) 輸出者が、一切の申請手続を関係の認定施設責任者に委任する旨の委任状を、あらかじめ生活衛生課に提出した場合には、当該認定施設責任者は申請者となることができる。
- (5) 海外に在住する者が、衛生証明書に係る申請を行う場合にあっては、我が国における連絡体制が確保されるよう、一切の申請手続を我が国に在住する代理人に委任する旨の委任状を、あらかじめ生活衛生課に提出し、当該代理人が申請を行うこと。
- (6) 認定施設責任者及び輸出者は、中国の衛生上の規則及び条件について、自ら情報収集を行うとともに、適宜、モニタリング検査を実施する等により、中国向け輸出水産食品に関する自主的な衛生管理に努めること。
- (7) 輸出者は、魚病に関する措置の必要性が発生した場合には、農林水産省及び都道府県の水産部局等の指示に従うこと。

3 生活衛生課の事務

- (1) 生活衛生課は、申請を受理した後、国要綱の 9. (2) に示す要件のすべてに適合しているかを審査する。
- (2) 生活衛生課は、上記 (1) の審査を行った結果、問題がないと判断したときは、国要綱の別添 3-2 に示す事項に留意し、国要綱の別紙様式 9-1 の衛生証明書に必要事項を記入の上、担当者が日本語にて署名し、公印を押印して、衛生証明書を発行する。
また、その写し及び国要綱の別紙様式 8-1 を 3 年間保存する。
- (3) 生活衛生課は、衛生証明書発行申請の確認等に当たり、申請者に対し、必要と判断される追加資料の提出を求めることができる。また、生活衛生課及び認定施設を所管する環境保健所並びに保健所は、必要に応じ、官能検査等を実施し、貨物の状態を確認することができる。

(4) 生活衛生課は、国要綱の6.(7)、9.(1)又は9.(3)の内容が適正に実施されていないと判断した場合、輸出者に対して次のいずれかの措置を採ることとする。

ア 改善指導

イ 衛生証明書の発行の停止

附 則

この要領は、平成25年12月19日から施行する。

この要領は、平成30年11月12日から施行する。

この要領は、令和元年6月27日から施行する。

この要領は、令和2年3月5日から施行する。

この要領は、令和2年7月20日から施行する。

この要領は、令和4年4月28日から施行する。